二　無人航空機を飛行させた者の住所
三　無人航空機を飛行させた者の無人航空機操縦者技能証明書番号
四　報告に係る事態が発生した日時及び場所
五　許可又は承認を受けた年月日及び当該許可又は承認の番号
六　無人航空機の登録記号、型式、製造者及び製造番号
七　無人航空機の機体認証書番号
八　無人航空機の使用者の氏名又は名称
九　出発地及び到着予定地
十　飛行の目的及び概要
十一　報告に係る事態の概要
十二　人の負傷の概要（前条第一号に掲げる事態の場合に限る。）
十三　無人航空機の損壊概要
十四　その他参考となる事項

（捜索又は救助のための特例）

第二百三十六条の八十八　法第百三十二条の九十二の国土交通省令で定める者は、国若しくは地方公共団体又はこれらの者の依頼により捜索若しくは救助を行う者とする。

第二百三十六条の八十九　法第百三十二条の九十二の国土交通省令で定める目的は、捜索又は救助とする。

（届出）

第二百三十八条　次の表の上欄に掲げる者は、同表中欄に掲げる場合に該当することとなつたときには、遅滞なく（耐空検査員又は操縦技能審査員が耐空検査員の証又は操縦技能審査員の証を失つた場合にあつては十日以内に、航空従事者若しくは操縦練習生又は無人航空機操縦者技能証明を受けた者が技能証明書若しくは航空身体検査証明書、航空機操縦練習許可書又は無人航空機操縦者技能証明書を失つた場合にあつては三十日以内に、航空保安無線施設又は航空灯火の設置者が当該施設の運用時間を変更しようとする場合にあつてはその十日前までに）、同表下欄に掲げる事項、氏名又は名称、住所その他必要な事項を付記してその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

届出義務者	届出を行う場合	付記事項
一～十一　（略）	（略）	（略）
十二　本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者	氏名若しくは名称又は住所に変更があつた場合	変更があつた期日
十三　無人航空機操縦者技能証明を申請した者（第二百三十六条の六十第二項において準用する場合を含む。）	氏名、住所、電話番号又は電子メールアドレスに変更があつた場合	変更があつた期日
	代理人を変更した場合	一　代理人を変更した期日 二　代理人の権限を証する書面

（捜索又は救助のための特例）

第二百三十六条の二十二　法第百三十二条の三の国土交通省令で定める者は、国若しくは地方公共団体又はこれらの者の依頼により捜索若しくは救助を行う者とする。

第二百三十六条の二十三　法第百三十二条の三の国土交通省令で定める目的は、捜索又は救助とする。

（届出）

第二百三十八条　次の表の上欄に掲げる者は、同表中欄に掲げる場合に該当することとなつたときには、遅滞なく（耐空検査員又は操縦技能審査員が耐空検査員の証又は操縦技能審査員の証を失つた場合にあつては十日以内に、航空従事者又は操縦練習生が技能証明書若しくは航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書を失つた場合にあつては三十日以内に、航空保安無線施設又は航空灯火の設置者が当該施設の運用時間を変更しようとする場合にあつてはその十日前までに）、同表下欄に掲げる事項、氏名又は名称、住所その他必要な事項を付記しその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

届出義務者	届出を行う場合	付記事項
一～十一　（略）	（略）	（略）
十二　本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者	氏名若しくは名称又は住所に変更があつた場合	変更があつた期日